

式後の主な諸手続き

詳しくは各窓口にてお問い合わせください

	種類		請求期間	窓口	印鑑	住民票	戸籍謄本	死亡診断書	手続きに必要なもの
国民年金	死亡一時金	加入者が、何の年金も受けずに死亡したとき、遺族に	2年以内	市区町村	○	○	○	-	年金手帳(死亡者)
	寡婦年金	夫が、何の年金も受けずに死亡し、妻が60~65才未満の場合	5年以内	市区町村	○	○	○	-	年金手帳(夫)
	遺族基礎年金	夫が死亡し、18才未満の子供のいる妻、又は18才未満の子供に	5年以内	市区町村	○	○	○	○	年金手帳(死亡者)
国民健康保険	葬祭費		2年以内	市区町村	○	-	-	○	保険証・葬儀社の領収書
厚生年金	遺族厚生年金	夫が死亡し、18才未満の子供のいる妻、又は18才未満の子供に	5年以内	社会保険事務所	○	○	○	○	年金手帳(死亡者)
健康保険	埋葬料	扶養を受けていた者に対して	2年以内	社会保険事務所	○	-	-	○	被保険者証
	埋葬費	身よりのいない被保険者が亡くなった時、実際に葬儀を行った	2年以内	社会保険事務所	○	-	-	○	被保険者証・埋葬費用証拠書類
	家族埋葬料	被扶養者が亡くなった時	2年以内	社会保険事務所	○	-	-	○	被保険者証
労災保険	埋葬料	業務上の事故・傷病で死亡した時、葬儀を行った者に	2年以内	労働基準監督署	○	-	-	○	
	遺族補償給付	業務上の事故・傷病で死亡した時	5年以内	労働基準監督署	○	-	○	○	
簡易保険	保険金		5年以内	郵便局	○	-	-	○	保険証書・領収書
生命保険	保険金	保険会社によって必要書類が異なる	3年以内	保険会社	○	-	○	○	保険証書・最終の保険領収書・印鑑証明・除籍謄本
銀行預金	名義変更	死亡事実を知った時、相続手続き完了まで支払いは停止される。提出書類は1カ所につき各1		銀行	○	-	○	-	相続人全員の印鑑証明・遺産分割協議書・除籍謄本通帳(証書)
郵便貯金	名義変更	死亡事実を知った時、相続手続き完了まで支払いは停止される。提出書類は1カ所につき各1		郵便局	○	-	-	-	
不動産	名義変更	手続きの期限はないが、なるべく早めに		登記所	○	○	○	-	

その他、高額療養費の支給手続き、医療費控除による税金の所得控除、個人の所得税の確定申告、住宅ローンの名義変更、株式、社債、国債、会員権等の名義変更、自動車の名義変更、運転免許証、各種免許証等の返却、バッチ、身分証明書、無料バス証等の返却、クレジットカードの失効手続き等